

善通寺市監査委員公表第7号

平成29年11月2日付け善監委第42号で提出した平成29年度指定管理者監査（公益財団法人ハートスクエア善通寺）の結果に関する報告に対し、公益財団法人ハートスクエア善通寺理事長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成29年12月18日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 内田 等

## 平成29年度指定管理者監査（前期分）

### 指定管理者監査指摘事項の取組について（本市所管分）

#### 個別指摘事項

##### 【善通寺市民体育館等（生涯学習課所管）指摘事項】

###### ① 市民体育館建屋等の修繕について

平成26年度の監査において、老朽化に伴う雨漏り、照明設備の不具合について、修繕を指摘してきたところである。

市においては、今年度にメイン、サブアリーナの全面床張替、照明器具のLED化等に2億円余の経費を投入し、平成30年3月末までに工事を終わらせる計画であり、修繕に取りかかっているところである。

一方、屋上の雨水排水を流す屋内配管に関係した会議室の雨漏れ、アリーナの館内通路側内装の汚れなど、早急に修繕をする箇所が見られる。

他方、修繕調査書の作成など努力の跡も見られる。係る大掛かりな修繕を実施する計画には、議会はもちろんのこと、市民にも周知し、修繕の理解を求めることが肝要と考えられる。

どこまでの修繕が早急に必要なのか、学識経験者等の意見を踏まえて、対処されるよう、検討されたい。

###### ② 市民体育館の利用料金について

今年度に、市民体育館のアリーナの大掛かりな改修工事を行っている。工事終了後、使用開始にあたり適正な利用料金について、改正を検討されたい。

本市の利用料金は、近隣の市立体育館に比較して、低額に設定されている。多額の修繕料を投入しており、利用者に応分の負担を求めることは、市民の理解が得られると考えられる。

##### 【検討結果】

- ① 昨年度、市民体育館の劣化度調査を行い、屋上防水改修工事を含め、修繕箇所のリストアップは出来ているので、今後、政策課と協議を進め修繕していきたいと考える。
- ② 本市の市民体育館の利用料金は、近隣市町に比べて低く設定されているが、今後は、体育館と同様に指定管理となっている他の運動施設全体を含めて、社会体育施設の指定管理者であるハートスクエア善通寺と協議の上、見直して行きたいと考える。

## 【善通寺市民体育館等（保健課所管）指摘事項】

### 市民体育館のトレーニング室配置のマッサージ器について

マッサージ器は、使用頻度が多いため、頭部等の箇所に傷みが激しい。指定管理者によると、修繕は高額であり更新を考えているとのことである。更新については、配置した責任上、指定管理者との役割分担を整理した上で善処されるよう、検討されたい。

## 【検討結果】

保健課の所管するトレーニング器具類については、健康生きがい中核事業の補助対象財産として購入した器具であり、保守点検結果の状況と、その必要性を見極めながら、保健課が修繕を行っているところである。そのうち修繕不可能、あるいは修繕に高額な費用を要する器具の更新については、当該器具の必要性を考慮しつつ、指定管理者及び器具設置場所の所管課と協議を行ってまいりたい。

現在、健康生きがい中核事業で購入した器具類は、市民体育館、総合会館及び各公民館に設置しており、補助要綱で定められた保管年数を経過した時点で、稼働可能な器具については、器具設置場所の所管課と協議のうえ所管替えを検討したい。

## **個別指摘事項**

## 【善通寺市駐車場及び善通寺市自転車駐車場（土木都市計画課所管）指摘事項】

### JR 善通寺駅駐輪場の土地賃貸借長期継続契約の自動更新について

このことは、地方自治法第 232 条の 3 で、「普通地方自治体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、いわゆる自動更新条項を定めることができないことになっている。

相手方と協議し、新たな契約を締結されたい。

## 【検討結果】

契約書に自動更新条項の入っているものについては、次回契約更新時に相手方と協議し改めて契約を締結する。

## 【善通寺市駐車場及び善通寺市自転車駐車場（商工観光課所管）指摘事項】

### 市営東仙遊町駐車場について

市営東仙遊町駐車場については、平成8年に設置され、現在は観光利用目的の普通駐車場と定期駐車場として運用されている。また、定期駐車場としては、近隣の大型量販店等の利用があったが、現在はなくなっている。

一方、隣接する市営東仙遊町住宅跡地は、今年度より普通財産化とし、新しい活用を展開する状況である。

これらのことを勘案し、同駐車場を廃止し普通財産として、前述の市営住宅跡地と一体化した活用を展開することを視野に、検討されたい。

## 【検討結果】

ご指摘のとおり、ここ数年間の市営東仙遊町駐車場での定期駐車場の利用実績は無く、現状では隣接する市営上吉田駐車場での定期枠で補えているため、今後においても利用者は見込めないと考えている。

よって市営東仙遊町住宅跡地との一帯活用を視野に検討する。